

令和3年度 対馬市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月29日(火) 午前10時00分から午前10時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

| | | |
|----------|------------|----------|
| 1番 永留正司 | 2番 桐谷善明 | 3番 太田深雪 |
| 5番 杉原要 | 6番 波田裕一郎 | 7番 初村重政 |
| 8番 岡村高史 | 9番 春日亀優 | 11番 戸田耕助 |
| 12番 松村英二 | 13番 春日亀智恵子 | 14番 畑島孝吉 |

・農地利用最適化推進委員 (9人)

| | | | |
|-------|-------|------|------|
| 永尾佐登志 | 佐伯豊 | 佐伯武久 | 齋藤秀文 |
| 日高安実 | 阿比留輝夫 | 小宮正至 | 小宮貞司 |
| 宮原安典 | | | |

4. 欠席委員 (2人)

4番 阿比留 なみ恵 10番 小宮 一人司

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 非農地証明書交付願について
議案第25号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
議案第26号 下限面積(別段の面積)の設定について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-----------------|---------|
| 農業委員会事務局長 | 主 藤 公 康 |
| 農業委員会事務局局長補佐 | 永 留 潤 也 |
| 農林水産部農林しいたけ課主事 | 園 田 一 史 |
| 中対馬振興部地域振興課課長補佐 | 山 内 輝 幸 |
| 上対馬振興部地域振興課主事 | 小茂田 史 士 |

7. 会議の概要

議 長

おはようございます。

ただ今より、令和3年度対馬市農業委員会第8回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名です。

定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は9名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、桐谷善明委員及び、春日亀智恵子委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり本日1日とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

今回の申請は3件です。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。

議案第23号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同町〇〇の田1筆、242平米を交換により所有権移転をするものであります。なお、経営面積は11,143平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、同地区の田1筆、880平米を売買により所有権移転をするものであります。なお、経営面積は11,445平米でございます。2ページをお開き下さい。

番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑1筆、1,736平米のうち、84.63平米に、同地区の〇〇さんの通行地役権を設定するものであります。3ページから7ページに参考資料を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について地元委員の補足説明を求めます。

(2番桐谷善明委員挙手) 2番

2 番桐谷喜明委員

23号の議事についての説明をいたします。

3月23日午前9時より、申請者の〇〇さん、農林しいたけ課の園田さん、そして私と3人で現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇さんから譲受人の〇〇さんへ交換により所有権を移転するものです。

交換する農地は前回の総会で、〇〇氏から〇〇氏へ農地法第3条第1項の申請があり、許可した土地です。

申請地は、譲受人の〇〇氏が水稻を作付けしております。

譲受人の〇〇氏は、水稻と野菜を1町ほど栽培している農家であり、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題ないと判断いたします。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に、番号2について補足説明を求めます。

(7番初村重政委員挙手) 7番

7 番初村重政委員

議案第23号、番号2についてご説明をいたします。

3月28日に申請者の〇〇さんと農林しいたけ課の園田さんと私とで現地を確認しました。

今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。

申請地は、〇〇の〇〇付近にある農地で、譲渡人の〇〇さんは、高齢で施設に入居していて、管理を行うことができない状況です。なお、ご主人と長男さんも既に亡くなっておられます。

譲受人の〇〇さんは、水稻とそばを約1町1反ほど栽培されている農家であり、今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は何ら問題ないと判断いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、番号3について補足説明を求めます。

(5番杉原要委員挙手) 5番

5 番杉原要委員

議案第23号、番号3について説明をさせていただきます。

3月22日午後2時から、申請人の代理人である〇〇行政書士と、市役所農林しいたけ課、吉田主任の立会いのもと、現地の状況確認を行いました。

本事案は、議案書2ページに記載の通り、賃貸人である小島氏の所有する農地

の一部について、賃借人となる〇〇氏との間に、通行地役権を設定するものであります。

詳細な状況を確認するために、要役地となる土地の所有者、〇〇氏にも立ち合いを求め、説明を受けました。それによると、当該地は40数年前に、お父様が地主の〇〇氏から、分譲地として購入された土地であり、そこに住居を構えられ、現在に至っております。

購入当時から申請地の一部の通行については、地主から了承を得ており、現在まで自由に通行されております。しかし、通行地役権が設定されていないこのままの状況では、居住地の利用に支障を来す恐れがある為、地主と協議して申請に至ったものであります。

申請地は、3ページの見取り図及び4ページ、5ページの写真を見ても分かるように、市道から奥まった広い畑部分に通ずる幅約4メートルの通路と化している部分であります。当該地の周りは宅地化されている為、他の農地に悪影響を及ぼすことはない状況であり、何ら問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号3について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第24号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。

本議案は、杉原委員が関係者であるため、議事参与制限により、杉原委員に退場を求めます。

(杉原委員退場)

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の8ページをお開き下さい。

議案第24号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇〇〇番〇の畑1筆、面積は1,024平米でございます。

位置図、写真等を9ページから14ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

補足説明ですが、私の担当地区ですので、私の方から説明いたします。

3月18日の午後3時から申請者〇〇さんの代理人で行政書士の杉原さん、上対馬振興部の小茂田さん、関係者の〇〇さん、わたくしの4人で現地の調査を行いました。申請地は、〇〇でございます。

以前は集落があり、10世帯の方々が住んでおりましたが、交通の便も悪く、昭和45年から47年にかけて、他地区への全世帯移転をされて、廃村となっております。そのため、耕作もされておらず、有害鳥獣等の被害を受け、下草等も発育せず、土壌は固くなっており、雑木が繁茂し、山林化の状態であります。

今後においても、まったく耕作は見込めない土地であります。写真を見ていただくとよく分かると思いますので、参考にしていただきたいと思っております。

転用には全く問題ないと思っております。

暫時休憩します。

再開します。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり交付することに決定いたしました。

杉原委員の入場を求めます。

(杉原委員入場着席)

杉原委員に申し上げます。

議案第24号、番号1は原案のとおり交付することに決定しましたので、告知します。

次に、議案第25号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の15ページをお開き下さい。

議案第25号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

提案理由として、農地法第52条の規定によりすべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。

16ページをお開き下さい。

こちらの表が公表値でございます。この表の値は、別添資料1の、昨年1年間の農地の貸借の状況を基に算出しております。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。

水田の賃借料平均額は2,804円、最高額は3,000円、最低額が2,500円で、データ数は23件でございます。

普通畑の賃借料平均額は3,848円、最高額は6,545円、最低額が2,500円で、データ数は3件でございます。

樹園地としての、賃借契約はされていない為、表示しておりません。

別添資料1で借賃金額が無い0円のものにはデータ件数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第25号について、原案のとおり提供することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

議案第25号は、原案のとおり提供することに決定いたしました。

次に、議案第26号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

議案書の17ページをお開き下さい。

議案第26号、「下限面積(別段の面積)の設定について」を説明いたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内での別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるようになりました。これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定、又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今後の下限面積の設定について、以下のとおり提案するものであります。

方針といたしましては、現行の下限面積の変更は行わないことといたします。

理由といたしまして、2020 農林業センサスにおきまして、対馬管内では、50 アール未満の農地を耕作する農家は、全体の約 41% ありますが、地域によっては耕作面積の大小があり、また、対馬市におきましては、後継者不足等により耕作放棄率が 29% を超えており、新規就農を促すためにも現行面積で設定する必要があります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

採決します。

議案第 26 号について、原案のとおり設定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

議案第 26 号は、原案のとおり設定することに決定いたしました。

日程第 5、「その他」の事項ですが、何かありませんか。

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

事務局から、お知らせがございます。

まず、一つ目は、来年度、国の施策で農業委員会の活動の効率化を目的として、タブレットが 7 台導入されます。

使い方としましては、農用地利用状況調査の際や、出し手・受け手の意向などを現地でタブレットに入力して、情報共有や、作業のスピードアップを図ろうとするものでございます。

詳細につきましてははまだ何も情報が届いておりませんので、今後、必要に応じてご報告、ご相談等をさせていただきます。

次に、二つ目は、2月25日に国から通知があり、今年の4月から活動記録簿の様式が変わります。

お配りしております両面印刷の別紙様式 2 の「農業委員会活動記録簿」が、その様式であります。12ヶ月分の12枚と、記入例1枚をお配りしております。色々書いてありますが、全て記入する必要はございません。主に日時と活動時間と場所と詳細さえ書いていただければ、必要に応じて事務局がお尋ねいたします。提出は、総会の時にでも、なるべく3、4ヶ月に1回ぐらいで提出いただければ、担当者的入力も助かりますので、よろしくお願いいたします。質問等ございましたら総会后に、事務局にお問い合わせください。

最後になりますが、4月の人事異動で、永留補佐と本日欠席しておりますが、中対馬振興部の阿比留主事が退任いたします。今まで農業委員会を支えていただき、ありがとうございました。永留補佐の方から挨拶がございます。

事務局長補佐

この度、4月1日の人事異動で農業委員会を離れ、峰行政サービスセンターの方に異動することになりました。

農業委員会にお世話になり、あっという間に4年間がすぎました。

ようやく委員さんの名前と顔が一致するようになったところに、新型コロナの流行で、なかなか交流の場が持てず、皆さんとお話しする機会がありませんでした。

いろいろご迷惑をおかけするばかりで、なかなか協力できず、皆さんにばかり協力をお願いして、申し訳なかったと思います。

今年は、農業委員さんの改選もありますので、できるだけ残っていただければと願っております。本当に今までありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。事務局の方からは以上でございます。

議 長

他にありませんか。

(ありませんの声あり)

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

今年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻から1ヶ月が過ぎましたが、いまだに戦闘が続いています。

たった一人の独裁者の暴挙によって数多くの尊い命が奪われ続けています。

罪の無い人々が、破壊された街や暗い部屋の中で苦しさに耐えながら生き延びようとしている姿を見ると胸が痛みます。

人の命を奪う戦争を目の当たりにして、人の命を守る、我々農業生産者の仕事の尊さを改めて痛感いたします。

飢えや寒さに苦しんでいる人々に、銃弾や爆弾ではなく、温かい食事と飲み物を与えてあげてほしいと願ってやみません。

一刻も早く愚かな戦争が終わることを願います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第8回総会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。